

昭和大学学術業績リポジトリ運営委員会規則

(総 則)

第1条 この規則は、「昭和大学学術業績リポジトリに関する規程」第4条に基づき、昭和大学学術業績リポジトリ運営委員会（以下、「委員会」という。）に必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、学長が委員長となる。

- (1) 学 長
- (2) 図書館長
- (3) 各研究科運営委員長
- (4) 各学部・教育部研究活動委員会委員長
- (5) 各学部・教育部教育職員 1名
- (6) 総務部長
- (7) 学事部長
- (8) 図書館事務長
- (9) その他委員会が必要と認めた者

2 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(招 集)

第3条 委員会は、学長が招集する。

(審議事項)

第4条 委員会は、昭和大学学術業績リポジトリの運営に関する必要な事項について審議する。

(所 管)

第5条 委員会の事務は、図書館が所管する。

附 則

1. この規則は、平成26年1月6日から施行する。
2. この規則の改廃については、委員会の議を経て、学部長会の承認を要するものとする。